

平成23年4月28日

各部局事務部の長 殿

研究協力部研究支援課長

中塚 淳子

放射線等を取り扱う日本学術振興会特別研究員の特殊健康診断について（通知）

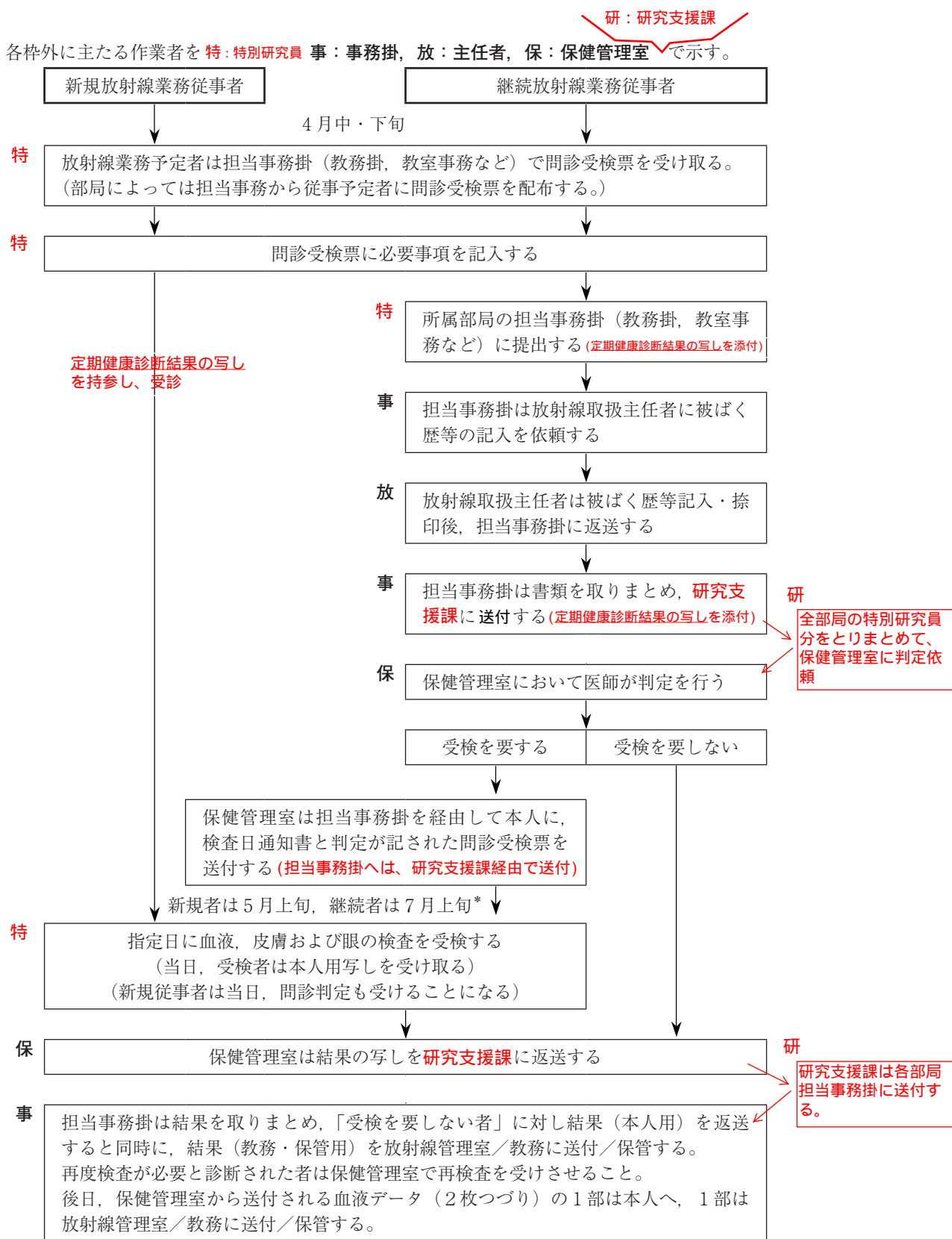
標記のことについて、日本学術振興会特別研究員（DCを除く）（以下「特別研究員」という。）で、放射線等を取り扱う者については、学生の特殊健康診断時において職員用の問診受検票により受診することとされていましたが、平成23年4月28日付け安全保障委員会委員長通知により、平成23年度からは学生の特殊健康診断時において、学生の問診受検票により受診することとされました。（平成23年度学生特殊健康診断の日程等については、平成23年3月10日付け（参考1）及び3月17日付け（参考2）で総合保健体育科学センター事務室長より通知済み。）

これに伴い、特別研究員にかかる特殊健康診断受診手続の流れは別紙1のとおりとなりますので、別紙2の留意点と併せて関係者に周知の上、対応いただきますようお願いいたします。

担当：研究支援課

清水 （5101）

特殊健康診断の手続きの流れ【特別研究員】



*：特殊健康診断予定期間はここに示した時期を含め年4回設けられている。

日本学術振興会特別研究員の特殊健康診断にかかる留意点

○問診受検票について

- ・各部局の担当事務掛より、受診予定者に学生用の問診受検票を渡してください。(学生用と特別研究員用の区別はありません。)

○定期健康診断の受診について

- ・特殊健康診断受診にあたっては、新規・継続従事者を問わず定期健康診断を受診していることが前提となります。このため、特殊健康診断を受診する場合は、必ず本学（平成23年3月7日付け研究支援課長通知）もしくは、外部の医療機関において予め定期健康診断を受診しておく必要があります。(定期健康診断を受診していない場合は、特殊健康診断を受診することはできません。)
- ・継続従事者が特殊健康診断の問診受検票を担当事務掛に提出する際、必ず**定期健康診断結果の写し**を添付させてください。

○新規放射線業務従事者について

- ・新規放射線業務従事者については、その手続において研究支援課を経由する必要はありませんが、受診にあたっては必ず**定期健康診断結果の写し**を持参させてください。

○継続放射線業務従事者について

- ・放射線取扱主任者による被ばく歴等の記入・捺印までの手順は、学生と同じです。
- ・放射線取扱主任者による記入・捺印後、特別研究員分のみ、**定期健康診断結果の写し**とともに、**平成23年5月23日(月)**までに研究支援課へ送付してください。研究支援課において特別研究員分をとりまとめ、保健管理室に判定を依頼します。
※保健管理室におけるデータ管理の都合上、特別研究員分については研究支援課を経由する必要があります。各部局の担当事務掛における作業を増やすこととなってしまいますが、ご理解ご協力の程お願いいたします。

○受付カード（磁気カード）について

- ・特別研究員の特殊健康診断においては、定期健康診断受診希望者に交付した受付カード（磁気カード）は使用しません。

○受診費用について

- ・受診費用は1人**1判定あたり3,000円**（部局負担）です。継続従事者が、新たな物質を扱うことになり、新規で検査が必要となった場合は、継続判定で1判定、新規検査で1判定の計2判定とカウントされます。

平成 23 年 3 月 10 日

各 部 局 事 務 部 の 長 殿

総合保健体育科学センター

事務室長 長尾義則

平成23年度 放射線等を取り扱う学生の特殊健康診断について(依頼)

平成 23 年度特殊定期健康診断を下記のように実施します。
つきましては、新規従事者については特殊健康診断予定表に従って健康診断（血液、皮膚、眼の検査）を受検させてください。

また、継続従事者については問診（問診票による調査・判定）が義務付けられているため放射線業務従事者特殊健康診断判定依頼書と対象学生の名簿（学生番号・氏名等）および問診票を保健管理室まで提出期限内にご提出くださるようよろしくお願いいたします。

なお、定期健康診断を受診していない学生の問診受検票判定はできませんので学生への周知よろしくお願いいたします。判定は年度内での定期健康診断受診者を含めることとします。

記

1. 対象者

平成23年度に放射線等を取り扱う学部生、大学院生、研究生等

(1) 新規従事者 ⇒ 問診受検票を保健管理室へ持参して健康診断
(新たに放射線業務を行う者)

(2) 継続従事者 ⇒ 問診受検票・名簿・依頼書を保健管理室へ提出

【提出期限平成23年5月26日(木)】

①継続して放射線業務を行う者

②放射線業務あるいは従事者登録の期間にブランクがある者

過去にR1を取り扱ったがその後放射線作業をせず放射線従事者としての登録をしていない者及び海外留学などで放射線業務に中断期間がある者等は、所属部局の放射線取扱主任者による被曝歴等の調査、判定を受ける。

2. 平成 23 年度特殊健康診断予定

4 月 問診受検票配布 (全対象者)

5 月 9 日(月)～12 日(木) 第 1 回特殊健康診断 (放射線従事者)
(6 月～7 月取扱予定の新規従事者)6 月 30 日(木)・7 月 1 日(金) 第 2 回特殊健康診断 (放射線従事者)
(8 月～10 月取扱予定の新規従事者)10 月中頃 第 3 回特殊健康診断 (放射線従事者)
(11 月～12 月取扱予定の新規従事者)12 月中頃 第 4 回特殊健康診断 (放射線従事者)
(翌年 1 月～6 月新取扱予定の規従事者)

*継続従事者の検査必要者は第 2～4 回に含む

学生各位

平成23年度 放射線を取り扱う学生の特殊健康診断について

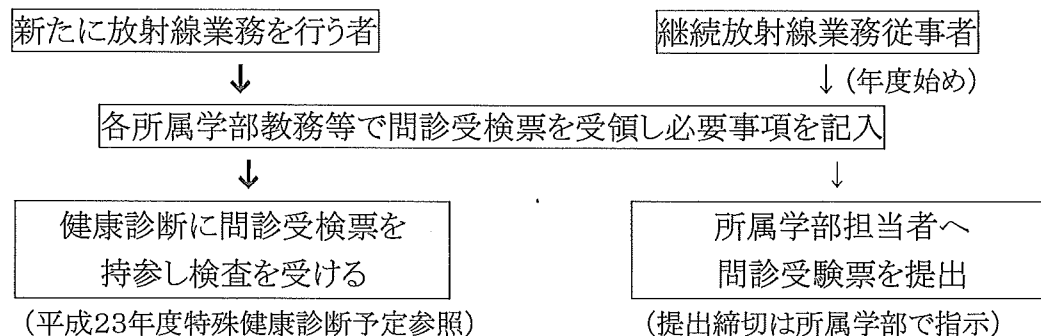
名古屋大学において放射線を取り扱う実験実習等に従事する学生は特殊健康診断を受けなければなりません。対象者は本年度放射線を取り扱う学生全員です。

新規従事者が健康診断を未受検の場合は、RI実験・講義を受講できません。継続従事者が問診票判定を受けなければ継続従事者できませんので注意してください。

本年度放射線業務に従事する学生は、下記の特殊健康診断手続きの流れに従い検査等を行ってください。

なお、定期健康診断を受診していないと問診票判定はできませんので 必ず定期健康診断を受診してください。

1. 特殊健康診断手続きの流れ【学生】



* 詳細は放射性同位元素・放射線発生装置・X線装置利用の手引き参照

2. 平成23年度特殊健康診断（放射線従事者）予定

(1). 健診日程

- | | |
|------------------|--|
| 5月9日(月)～12日(木) | 第1回特殊健康診断（放射線従事者）
（6月～7月取扱予定の新規従事者） |
| 6月30日(木)・7月1日(金) | 第2回特殊健康診断（放射線従事者）
（8月～10月取扱予定の新規従事者） |
| 10月中頃 | 第3回特殊健康診断（放射線従事者）
（11月～12月取扱予定の新規従事者） |
| 12月中頃 | 第4回特殊健康診断（放射線従事者）
（翌年1月～6月新取扱予定の規従事者） |

* 継続従事者の検査必要者は第2～4回に含む

(2). 健診項目

血液検査

（赤血球数，血色素量又はヘマトクリット値，白血球数，白血球百分率）

皮膚検査

眼の検査（白内障）

(3). 健診場所

保健管理室

平成23年3月17日

各部局事務部の長 殿

総合保健体育科学センター
事務室長 長尾義則

平成23年度 第1回学生特殊健康診断（放射線従事者）の実施について（通知）

このことについて、下記のように検査を実施しますので、該当学生に問診受検票を配布し、受検できるようお取り計らい願います。

なお、問診受検票及び学生証を健診日に学生各自が持参して受診するように周知願います。

また、昨年度より健康に配慮する義務に基づき定期健康診断を受診する必要もあります。3月10日付で依頼しましたように判定をおこないますので、学生へのご指導よろしく願います。

記

1. 対象者 平成23年6月～7月に初めて放射線を取り扱う学生、大学院生及び研究生等
2. 健診日程
5月 9日（月） 工・医・環・他
10日（火） 〃
11日（水） 理・農・保
12日（木） 〃
時間は4日間とも 13：30～15：30
*各学部都合がつかない場合は、この4日間の中で受検させてください。
3. 健診項目 血液検査
(赤・白血球数、血色素量又はヘマトクリット値、白血球百分率)
皮膚検査
眼の検査（白内障）
4. 健診場所 保健管理室

平成23年度放射線を取り扱う学生の特健康診断

第1回 特殊健康診断（放射線従事者）のお知らせ

対象者：新規従事者（平成23年6月～7月に初めて放射線を取り扱う学生）

* 定期健康診断を受診していること・学生証が必要です

健診日程	5月9日(月)～12日(木) 13:30～15:30 9日(月)・10日(火) 工・医・環・他 11日(水)・12日(木) 理・農・保 *都合が付かない場合は、4日間の中で受検してください
健診場所	保健管理室
健診項目	血液検査（赤・白血球数、白血球百分率 血色素量又はヘマトクリット値） 皮膚検査 眼の検査（白内障）
持参物	問診受検票（3枚綴り）・学生証 ※各学部で配布

- * 放射線障害防止法第23条により、放射線を取り扱う者は初めて管理区域に立ち入る前に特殊健康診断（上記検査）を受ける必要があります。
- * 次回の検査は平成23年7月初め頃の予定です。
- * 上記日程中に受検できない場合は、同一の健診項目について他の医療機関にて検査を受け、その結果の証明書（問診受検票）を提出してください。